

株 主 各 位

神奈川県平塚市桜ヶ丘1番35号  
**平安レイサービス株式会社**  
代表取締役社長 相馬 秀行

## 第52回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚く御礼申し上げます。

さて、当社第52回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。なお、書面によって議決権をご行使いただく場合には、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただきまして、同封の議決権行使書用紙により2021年6月24日(木曜日)午後5時00分までにご返送くださいますようお願い申し上げます。

本年は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、株主の皆様の健康状態にかかわらず可能な限りご来場をお控えいただき、事前の議決権のご行使をお願い申し上げます。

敬 具

### 記

- |                 |   |
|-----------------|---|
| 1. 日 時          | 2021年6月25日(金曜日) 午前11時   |
| 2. 場 所          | 神奈川県平塚市平塚5丁目23番12号<br>カルチャーBONDS平塚4階 富士の間<br>(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)   |
| 3. 目的事項<br>報告事項 | 1. 第52期(2020年4月1日から2021年3月31日まで) 事業報告及び計算書類報告の件<br>2. 第52期(2020年4月1日から2021年3月31日まで) 連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 |

### 決議事項

- |       |             |
|-------|-------------|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件    |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件    |
| 第3号議案 | 取締役6名選任の件   |
| 第4号議案 | 監査役1名選任の件   |
| 第5号議案 | 補欠監査役1名選任の件 |

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.heian-group.co.jp/>) に掲載させていただきます。

(添付書類)

# 事業報告

(2020年4月1日から  
2021年3月31日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における日本経済の概況は、景気は新型コロナウイルス感染症（以下、「感染症」とする）の影響により、依然として厳しい状況にありますが持ち直しの動きが続いており、感染拡大の防止策を講じつつ、社会経済活動レベルを引き上げていくなかで、各種政策の効果や海外経済の改善もあり、持ち直していくことが期待されますが、感染の動向が内外経済に与える影響に十分注意する必要がある状況でありました。

経済産業省「特定サービス産業動態統計確報」（サンプル調査）によりますと、結婚式の2020年（1-12月）売上高は111,596百万円、組数は36,783組と売上高・組数ともに前期に比べ減少しております。また、葬儀業の2020年（1-12月）売上高は513,508百万円、件数は437,490件と売上高・件数ともに前期に比べ減少しております。

このような環境下におきまして、当社グループは以前よりウイルス・食中毒対策に使用していた高濃度オゾン発生装置や、感染症対策で追加導入したオゾン式空気清浄機を定期的に稼動し空間除菌に努め、サーモグラフィー及び非接触型体温計、フェイスシールドや卓上シールドを各施設に配備、感染症対策のオペレーションを確立し安心・安全を徹底いたしました。その上で周辺売上増強、新商品・新サービスによる収益源の確保に努めるとともに、コスト改善による利益率維持向上に努めてまいりました。

セグメントごとの業績は以下のとおりであります。

#### ① 冠婚事業

当事業では、コロナ禍による自粛傾向により、婚礼の延期やキャンセル及び宴会のキャンセルが増加する状況にありましたが、婚礼外利用である成人式・七五三などの衣裳レンタルや写真撮影といった商品の販売強化を行ってまいりました。

その中で、来館が難しい状況下においても当社施設の特徴や各種オリジナル商品に触れる機会を作るべく、来館しながらに商品や施設を案内する「オンラ

イン相談」を実施、小規模ウェディング専用の商品と窓口となるサイトを設置し、SNSを活用した露出強化を行い新規顧客誘引に努めてまいりました。

各種対策の効果もあり、婚礼予約には回復の兆候が見られるものの、その大半は来期以降の施行となったため、婚礼施行組数は前年同期に比べ減少となり、売上高は191百万円（前年同期比47.2%減少）、営業損失は29百万円（前年同期は34百万円の営業利益）となりました。

## ② 葬祭事業

当事業では、当連結会計年度において中小規模にも対応可能な葬祭施設として2020年10月に「湘和会堂本鵜沼」、2020年12月に「湘和会堂相模原」、建物貸切型の小規模葬祭施設として2020年4月に「湘和会館追分」、2020年12月に「湘和会館木曽」を開業し、順調に施行件数を伸ばしました。

また、ご家族のご安置ニーズに対応するべく故人にゆっくりと寄り添える貸切型の安置室「貴殯室」の新設を2020年9月に「湘和会館長後」、2020年11月に「湘和礼殯館由比ガ浜」において実施いたしました。

さらに、故人を生花で囲んで送る「花園」や思い出の品々で人柄を表現する「追悼壇」、オブジェや装飾と生花を融合させた「追悼生花祭壇」、あらゆる音楽ソースを忠実に再現する「オリジナル大型スピーカー」等、社内製作によるオリジナル商品を通じて、ご家族の方々の想いを形にする提案を行ってまいりました。

その結果、当連結会計年度において当社主要エリアにおける死亡人口増減率は前年同期に比べ上昇する中、シェア率は上昇し、施行件数は増加となりました。さらに前連結会計年度に連結子会社となった「さがみライフサービス株式会社」も施行件数に加わり寄与いたしました。しかしながら、コロナ禍による自粛傾向が続き通夜施行及び会食利用の減少、会葬者数の大幅な減少等の影響により葬祭一件単価は減少し、売上高は7,045百万円（前年同期比15.6%減少）、営業利益は1,686百万円（前年同期比30.5%減少）となりました。

## ③ 互助会事業

当事業では、葬祭の会員施行件数は前年を上回ったものの、感染症の影響による葬祭一件単価減少により、売上高は173百万円（前年同期比22.2%減少）、営業利益は78百万円（前年同期比30.5%減少）となりました。

## ④ 介護事業

当事業では、待機者管理によりグループホームの稼働率を改善させたほか、

看護師の確保により訪問看護サービスの契約件数が大幅に増加しました。

その結果、売上高は1,093百万円（前年同期比0.8%増加）、営業利益は43百万円（前年同期比53.8%増加）となりました。

以上の結果、当連結会計年度における売上高は8,344百万円（前年同期比14.9%減少）、営業利益は920百万円（前年同期比47.7%減少）、経常利益は1,092百万円（前年同期比41.8%減少）、親会社株主に帰属する当期純利益は705百万円（前年同期比39.4%減少）となりました。

なお、各事業の売上高、営業損益はセグメント間の取引による金額を含んでおります。

## (2) 設備投資等の状況

当連結会計年度に実施いたしました設備投資総額は、1,536百万円であります。その主な内訳は、葬祭事業における「湘和会堂本鵠沼」の新規開業298百万円、「湘和会堂相模原」の新規開業286百万円、「湘和会館木曾」の新規開業129百万円であります。

## (3) 資金調達の状況

当連結会計年度中に実施いたしました設備投資等の所要資金には、自己資金を充たいたしました。

## (4) 対処すべき課題

当社が対処すべき課題としては、以下の事項を重点的に取り組んでまいります。

### ① 新商品・新サービスの企画と提案販売の促進

- ・オリジナル商品とサービスの企画立案を促進し販売に直結させる為に製造・生産部門と販売部門が共同で販売提案する体制を構築し、グループ全社売上の確保と外部収入の確保。

（主に生花関連商品、料理及び食料品全般、音響・映像分野、家具備品、リネン装飾などセレモニー商品）

### ② 葬儀周辺売上強化

- ・法事、仏壇仏具、墓地墓石幹旋、相続に関連する紹介幹旋事業等の拡充ビデオや写真撮影・加工等を行う映像部門の機能拡充でメモリアル商品等の付帯サービス売上による葬儀一件単価減少の補完。

- ③既存営業エリアの地盤強化と新規営業エリアへの拡大
- ・築年数の古い既存大型葬祭施設を市場ニーズに適した施設へ改修及び建替え。
  - ・既存エリア内でもシェア率の低い地区や新規エリアへの市場規模に応じた出店拡大。
- ④生産性と労務効率の向上
- ・全社横断の物流システム構築による配送ロスの低減。
  - ・内製部門の更なる自動化ならびに無人化を可能にする最新機器導入による生産性の向上と新たな分野の拡大。
  - ・各種会議やミーティングをWeb会議にする等電磁的環境整備による人的移動ロスの低減。
  - ・新人教育プログラムを自己学習可能な映像媒体に刷新し育成期間の短縮と早期戦力化。
  - ・冠婚葬祭介護や製造部門など部門やグループ各社を超えたマルチジョブスタッフの育成。
- ⑤管理統制システムの強化
- ・既存電算システムの電子決裁や受注システム等の社内イントラネット環境に電子図書館を新設し電子配信による情報展開の推進及びインターネット環境でのセキュリティ強化による情報漏洩リスクの予防。

## (5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第49期 2018年3月期	第50期 2019年3月期	第51期 2020年3月期	第52期 (当連結会計年度) 2021年3月期
売 上 高 (千円)	10,016,802	10,067,599	9,801,903	8,344,151
経 常 利 益 (千円)	1,968,668	2,118,991	1,877,274	1,092,750
親会社株主に帰属 する当期純利益 (千円)	1,288,022	1,382,240	1,164,889	705,554
1株当たり当期純利益(円)	98.07	105.24	88.69	54.43
総 資 産 (千円)	32,818,551	33,714,823	34,125,375	33,179,298
純 資 産 (千円)	17,587,722	18,600,347	19,432,545	19,073,052

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数から期中平均自己株式数を控除した株式数により算出しております。

## (6) 重要な親会社及び子会社の状況

### 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	議決権比率	所 在 地	主要な事業内容
株式会社へいあん (注1)	80,000千円	100%	平塚市桜ヶ丘	冠婚葬祭互助会の運営、 介護事業
山大商事株式会社 (注2)	100,000千円	100% (注3)	平塚市四之宮	料理の仕出し、冠婚葬 祭用品の販売
さがみライフサービス 株式会社	30,000千円	100%	小田原市西酒匂	葬祭事業

- (注) 1. 当社に対して互助会会員の施行斡旋をしております。  
 2. 当社へ料理及び返礼品を中心とした商品の納入を行っております。  
 3. 山大商事株式会社の株式40%を株式会社へいあんを通じて間接所有しております。

## (7) 主要な事業内容

当社グループ（当社及び当社の関係会社）は、当社（平安レイサービス株式会社）、連結子会社3社（株式会社へいあん、山大商事株式会社、さがみライフサービス株式会社）、非連結子会社1社（株式会社はないちりん）により構成されております。

### 冠 婚 事 業

当社は、「コルティエーレ茅ヶ崎」（神奈川県茅ヶ崎市）、「ロイヤルマナーフォートベルジュール」（神奈川県小田原市）の2拠点の婚礼施設を有し、一般個人、互助会加入者に結婚式を施行しております。また、「サロンドブリエ」（神奈川県平塚市）では、結婚式、成人式、七五三等の慶事用貸衣裳、写真撮影、着付け等のサービスを提供しております。

また、料理は、連結子会社山大商事株式会社を通じて、仕入れを行っております。

### 葬 祭 事 業

当社は、神奈川県及び東京都に「湘和会堂」15拠点、神奈川県に「カルチャーBONDS」3拠点、「湘和礼殯館」6拠点、「湘和会館」16拠点、「エンディングプレイス」2拠点の葬祭施設を有し、一般個人、互助会加入者、法人向けに葬祭にかかる各種サービス（個人葬、社葬等）を施行している他、自宅や寺院、集会所で葬儀施行サービス並びに仏壇仏具販売等の付帯サービスを行っております。連結子会社さがみライフサービス株式会社は、神奈川県小田原市に2拠点の葬祭施設を有し、葬儀施行サービスを行っております。

また、県内及び近隣県の葬祭事業者とパートナーシップ契約（周辺同業他社との当社施設利用協定に基づく契約）の締結や、葬儀の小規模化に対応したノウハウを中心としたフランチャイズパッケージの加盟社を募集しております。

なお、通夜・忌中料理や返礼品（会葬者の香典に対するお返し品）は、連結子会社山大商事株式会社を通じて、仕入れを行っております。

### 互 助 会 事 業

連結子会社である株式会社へいあんは、神奈川県湘南エリアを地盤とする冠婚葬祭互助会を主たる事業としており、互助会加入者の募集営業並びに互助会加入者の情報管理業務を行っております。

そして、同社と当社は施行斡旋保証契約に基づき、同社は当社を中心として、互助会加入者の結婚式、葬儀式の施行斡旋を行い、当社が施行役務サービスを請負っております。

## 介護事業

連結子会社である株式会社へいあんは、神奈川県湘南エリアを中心として訪問介護、訪問看護、介護用品の販売及びレンタルを主とした居宅介護事業、及びグループホーム6拠点、デイサービスを併設した高齢者向け賃貸住宅2拠点を有し、介護を中心とした高齢者向けサービスを行っております。

## その他の事業

上記の他に連結子会社山大商事株式会社が物流事業（諸施設への料理、返礼品等の提供）を行っております。

## (8) 主要な事業所

当社本社：神奈川県平塚市桜ヶ丘1番35号

営業所	ロイヤルマナーフオートベルジュール	(小田原市扇町)
	コルティール茅ヶ崎	(茅ヶ崎市中島)
	カルチャーBONDS小田原	(小田原市多古)
	湘和会堂小田原	(小田原市栄町)
	湘和礼殯館栢山	(小田原市栢山)
	湘和会館鴨宮	(小田原市鴨宮)
	(湘和会館鴨宮別館及びエンディング プレイス鴨宮 併設)	
	湘和会館大井	(足柄上郡大井町金手)
	湘和会館岩原	(南足柄市岩原)
	カルチャーBONDS平塚	(平塚市平塚)
	湘和会堂平塚	(平塚市八千代町)
	湘和会堂秦野	(秦野市富士見町)
	湘和会堂金目	(平塚市片岡)
	湘和礼殯館真土	(平塚市東真土)
	湘和会館愛甲石田	(伊勢原市石田)
	湘和会館渋沢	(秦野市堀西)
	湘和会館伊勢原	(伊勢原市伊勢原)
	湘和会館国府	(中郡大磯町国府本郷)
	エンディングプレイス秦野	(秦野市落合)
	湘和会館追分	(平塚市立野町)
	湘和会館鶴巻	(伊勢原市笠窪)
	湘和会堂本厚木	(厚木市旭町)
	湘和会館桜ヶ丘	(大和市福田)
	湘和会館入谷	(座間市入谷)
	湘和会堂茅ヶ崎	(茅ヶ崎市茅ヶ崎)
	湘和会堂寒川	(高座郡寒川町岡田)
	湘和会堂松浪	(茅ヶ崎市美住町)
	湘和礼殯館西久保	(茅ヶ崎市西久保)
	湘和会館赤松	(茅ヶ崎市赤松町)
	カルチャーBONDS藤沢	(藤沢市藤沢)
	湘和会堂鶴沼	(藤沢市鶴沼藤が谷)

湘和会堂西富	(藤沢市西富)
湘和会堂六会	(藤沢市亀井野)
湘和会堂手広	(鎌倉市笛田)
湘和会堂本鵜沼	(藤沢市本鵜沼)
湘和礼殯館由比ガ浜	(鎌倉市由比ガ浜)
湘和会館長後	(藤沢市高倉)
湘和会館辻堂元町	(藤沢市辻堂元町)
湘和会館秋葉台	(藤沢市石川)
湘和会堂町田	(町田市森野)
湘和会堂相模原	(相模原市中央区相模原)
湘和会館木曾	(町田市木曾東)
湘和礼殯館淵野辺	(相模原市中央区淵野辺)
湘和礼殯館相模大野	(相模原市南区相模大野)
サロンドブリエ	(平塚市桜ヶ丘)
仏壇店3店	(小田原、平塚、藤沢)
へいあんホームケア平塚	(平塚市桜ヶ丘)
グループホーム へいあんなでしこ	(平塚市撫子原)
グループホーム へいあん鴨宮	(小田原市鴨宮)
グループホーム へいあん小和田	(茅ヶ崎市小和田)
グループホーム へいあん善行	(藤沢市善行)
グループホーム へいあん荻窪	(小田原市荻窪)
ウィズリビング へいあんやはぎ	(小田原市矢作)
ウィズリビング へいあん亀井野	(藤沢市亀井野)
小規模多機能型居宅介護 グループホーム へいあん片瀬鵜沼	(藤沢市片瀬)
創作料理 春秋苑	(平塚市四之宮)
小田原セレモニーホール	(小田原市西酒匂)
成田セレモニーホール	(小田原市成田)

### (9) 従業員 の 状 況

従 業 員 数	前 期 末 比 増 減
262 ( 1,038 ) 名	16 ( 61 ) 名

(注) 従業員数は就業人員であり、パート及び嘱託は ( ) 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

### (10) 主要な借入先の状況

借 入 先	借 入 金 残 高
株 式 会 社 へ い あ ん	5,000,000千円



## 2. 会社の株式に関する事項

- |              |                                |
|--------------|--------------------------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 52,400,000株                    |
| (2) 発行済株式の総数 | 12,306,795株(自己株式2,360,205株を除く) |
| (3) 株主総数     | 2,065名                         |
| (4) 単元株式数    | 100株                           |
| (5) 大株主の状況   |                                |

株主名	持株数(株)	持株比率(%)
相馬秀行	2,663,412	21.64
小余綾弘産株式会社	2,195,000	17.84
光通信株式会社	719,500	5.85
BBH FOR FIDELITY PURITAN TR: FIDELITY SR INTRINSIC OPPORTUNITIES FUND	500,000	4.06
山田雅孝	415,040	3.37
相馬ちず子	389,300	3.16
山田たか子	365,280	2.97
JP MORGAN CHASE BANK 385632	363,967	2.96
山田朗弘	355,881	2.89
相馬桂	215,960	1.75

(注)上記大株主は自己株式(2,360,205株)を除いて記載しております。

### (6) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

## 4. 会社役員に関する事項

### (1) 取締役及び監査役の氏名等

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	相馬秀行	株式会社へいあん代表取締役社長、山大商事株式会社取締役
代表取締役 専務取締役	山田朗弘	管理本部長、株式会社へいあん取締役、山大商事株式会社取締役
取締役	土屋浩彦	財務部長、株式会社へいあん取締役
取締役	原田教夫	事業本部長兼県央事業部長、さがみライフサービス株式会社代表取締役、株式会社へいあん取締役、山大商事株式会社取締役
取締役	藤田和重	監査法人シドー代表社員、株式会社コペル監査役
取締役	芝田弘美	プリズムゲート株式会社代表取締役
常勤監査役	宮本卓久	さがみライフサービス株式会社監査役
監査役	金田一喜代美	辻・本郷税理士法人東京事務所部長
監査役	石井正	石井不動産鑑定事務所

- (注) 1. 社外取締役について  
取締役藤田和重及び芝田弘美の両氏は、社外取締役であります。
2. 社外監査役について  
監査役金田一喜代美及び石井正の両氏は、社外監査役であります。
3. 社外取締役藤田和重氏は、公認会計士の資格を有しており、大手監査法人等の業務に携わったことにより、豊富な専門的見地からの知識と幅広い知見を有するものであります。
4. 社外監査役金田一喜代美氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 独立役員について  
当社は株式会社東京証券取引所に対して藤田和重、芝田弘美、金田一喜代美及び石井正の4氏を独立役員とする独立役員届出書を提出しております。
6. 当年度中の役員の異動  
取締役桑原信吾は、2020年10月1日付で辞任により退任いたしました。

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は社外取締役及び監査役全員と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償の限度額は法令が規定する最低責任限度額であります。

## (3) 役員の報酬等

### ① 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

#### a 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容

当社の取締役及び監査役の報酬は、株主総会で承認された各報酬総額の範囲内において、以下のとおり方針を定めております。

##### ・取締役

当社は取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、世間水準及び経営内容、従業員給与等とのバランスを考慮し決定することを基本方針としております。

取締役の個人別の報酬等について、毎年の株主総会後の取締役会において決定方針と整合性を慎重に検討し、会社の業績や経営内容、経済情勢等を総合的に考慮して決定されております。

##### ・監査役

監査役の報酬は、常勤・非常勤の別、監査業務の分担の状況、取締役の報酬等の内容及び水準等を考慮し、監査役の協議により決定しております。

#### b 役員の報酬等に関する株主総会の決議があるときの、当該株主総会の決議年月日及び当該決議の内容

当社の取締役の報酬限度額は、2000年10月30日開催の第31回定時株主総会において、年額200百万円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は8名です。監査役の報酬限度額は2002年6月27日開催の第33回定時株主総会において、年額30百万円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名です。

#### c 役員報酬等における業績連動報酬とそれ以外の報酬等の支給割合の決定方針の内容

業績連動報酬は、業績と報酬の連動性を明確にするため、各事業年度における当期純利益の計画値に対する達成率及び前年同期実績値に対する伸長率

を基に報酬の総額を算出し、年度終了後に支給いたします。

② 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)		対象となる 役員の員数 (人)
		固定 報酬	業績連動 報酬	
取締役 (社外取締役を除く)	66	65	1	4
監査役 (社外監査役を除く)	7	7	—	1
社外取締役	5	5	—	2
社外監査役	6	6	—	3

(注)1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2. 当事業年度末現在の人員数は取締役6名、監査役3名であります。上記の監査役の支給人員及び支給額には、2020年6月29日開催の第51回定時株主総会終結の時をもって退任した監査役1名を含めております。

③ 役員ごとの連結報酬等の総額等

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

#### (4) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

- ① 保険契約の内容（マネジメントリスクプロテクション保険）  
被保険者 取締役、監査役  
保険料 665,000円  
保険期間 2021年4月5日から1年間
- ② 保険金の支払事由  
・被保険者がその地位に基づいて行った不当な行為に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合に被保険者が被る損害賠償金・争訟費用。  
・上記の場合に被保険者が被る損害賠償金・争訟費用を会社が補償した場合に、その補償した損害額  
保険金の支払限度額 5億円
- ③ 被保険者の保険料負担割合 なし
- ④ 子会社の範囲  
会社法に基づく子会社のすべて

#### (5) 社外役員に関する事項

- ① 重要な兼職先と当社との関係  
取締役藤田和重氏は、監査法人シドローの代表社員及び株式会社コペル監査役であります。当社との間に取引はありません。取締役芝田弘美氏は、プリズムゲート株式会社の代表取締役であります。当社との間に取引はありません。監査役金田一喜代美氏は、辻・本郷税理士法人東京事務所部長であり、石井正氏は、石井不動産鑑定事務所を経営しておりますが、各社と当社との間に取引はありません。
- ② 主要取引先等特定関係事業者との関係  
該当事項はありません。
- ③ 当事業年度における主な活動状況  
イ. 取締役会等への出席状況及び発言状況  
取締役藤田和重氏は、当期開催の取締役会14回のうち13回出席、取締役芝田弘美氏は14回の全てに出席しており、監査役金田一喜代美氏は取締役会14回のうち12回出席、監査役会14回のうち11回出席、石井正氏は、取締役会14回、監査役会14回の全てに出席しており、いずれも議案審議等に必要な発言を適宜行っております。  
ロ. 社外役員の意見により変更された事業の方針又はその他の事項  
該当事項はありません。  
ハ. 当社の不当又は不正な業務執行に関する対応の概要

該当事項はありません。

- ④ 当社の子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等の額  
該当事項はありません。
- ⑤ ①～④の内容に対する社外役員の意見  
特にありません。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき報酬等の額は以下のとおりです。

	支 払 額
1. 当社が会計監査人に支払うべき報酬等の額	28,400千円
2. 当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の 財産上の利益の合計額	29,900千円

- (注) 1. 当社監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠などについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意をしております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計を記載しております。
- 当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である「企業会計基準第29号（収益認識に関する会計基準）の適用による会計方針の検討に関する助言・指導」についての対価を支払っております。

### (3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人の適格性、専門性、当社からの独立性等について総合的に評価し、当社の会計監査人として重大な支障があると判断したときは、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、当社監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項に定めるいずれかの項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

## 6. 会社の体制及び方針

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

① 当社及び当社子会社（以下、「当社グループ」という）の取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- イ. 当社は、コンプライアンスを経営上の重要課題の一つと位置づけ、当社グループの役員及び使用人が法令及び定款を遵守し、健全な社会規範の下にその職務を遂行するための行動規範として、「平安グループ企業行動憲章」及び「コンプライアンスに関する基本方針」を制定し、当社グループすべての役員及び使用人に周知する。
- ロ. 全使用人に法令・定款の遵守を徹底するため、代表取締役社長を責任役員として、コンプライアンスに関する規程及びマニュアルを作成するとともに、全使用人が法令・定款等に違反する行為を発見した場合の報告体制として、当社内部監査室または外部の弁護士に通報を行うことができる内部通報制度を構築する。
- ハ. 当社は、コンプライアンス推進委員会を設置し、コンプライアンスに関連する事態が発生した場合には、その内容・対処案が同委員会を通じトップマネジメント、取締役会、監査役に報告される体制を構築する。
- ニ. 責任役員は、コンプライアンスに関する規程に従い、担当各部署にコンプライアンス責任者その他必要な人員配置を行い、かつコンプライアンスに関する規程等の実施状況を管理・監督し、使用人に対して適切な研修体制を構築し、それを通じて使用人に対し、内部通報ガイドライン及び内部通報相談窓口の周知徹底を図る。
- ホ. 当社グループの取締役の職務執行については、毎月開催される当社の取締役会において報告され、法令及び定款を遵守すべきことの周知徹底を図ると共に、各取締役に相互牽制が働く体制をとる。また、監査役においても「監査役監査基準」に基づき当社グループの取締役及び使用人の職務執行に関する監査を実施する。

② 当社グループの取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社グループ取締役の職務の執行に係る情報・文書・電磁的媒体等の取扱いには、当社グループの社内規程及びそれに関する各管理マニュアルに従い適切に保存及び管理（廃棄を含む）の運用を実施し、必要に応じて運用状況の検証、各規程等の見直しを行う。

また、当社グループの取締役及び監査役は、当該各文書等を規程に従い常時閲覧できる。

③ 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ. 当社は、代表取締役社長に直属する部署として、内部監査室を設置し、内部監査室長がその事務を管掌する。

- ロ. 内部監査室は、定期的に当社グループの業務監査実施項目及び実施方法を検証し、監査実施項目に遺漏なきよう確認し、必要があれば監査方法の改訂を行う。
- ハ. 内部監査室の監査により法令または定款違反その他の事由に基づき損失の危険のある業務執行行為が発見され、発見された危険の内容及びそれがもたらす損失の程度により、重大なリスクが想定される場合にはコンプライアンス推進委員会及び担当部署に通報する。
- ニ. 内部監査室の活動を円滑にするために、リスク管理に関する規程、関連する個別規程（業務に関する規程、財務・経理に関する規程等）、ガイドライン、マニュアルなどの整備を各部署に求め、また内部監査室の存在意義を全使用人に周知徹底し、損失の危険を発見した場合には、直ちに内部監査室に報告するよう指導する。
- ホ. コンプライアンス推進委員会は、リスク管理に関する規程の整備、運用状況の確認を行うとともに全使用人に対する研修等を企画実行する。
- ヘ. 支配株主との取引については、他の取引先と同様に契約条件、市場価格を参考に公正妥当な取引を行うものとし、非支配株主の利益を損なうこととなるような取引は行わない方針で臨む。

#### ④ 当社グループの取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

- イ. 経営計画のマネジメントについては、経営方針を機軸に中期経営計画及び年度予算を策定し、各部門ではその目標達成に向けてのアクションプランを実行することとする。また、当社グループ各社の経営目標が当初の予定通りに進捗しているか業績報告を通じ、定期的にレビューを行う。
- ロ. 業務執行のマネジメントについては、定例の取締役会を毎月1回開催し、重要事項の決定並びにその付議基準に該当するすべての事項を付議することを遵守する。また、取締役会の機能をより強化し、経営効率を向上させるため経営会議を月2回開催し、当社グループ各社の経営に関する重要事項の調査、検討及び実施結果の把握を行うこととする。
- ハ. 日常の職務遂行に際しては、組織規程、職務権限規程等に基づき権限の委譲が行われ、各レベルの責任者が意思決定ルールに則り業務を遂行できる体制を整える。当社子会社においても、当社の規程に準じた組織規程・職務権限規程等の整備を行う。

#### ⑤ 当社子会社の取締役の職務の遂行に係る当社への報告に関する体制及び当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- イ. 当社は、当社グループの業務の適法性、企業倫理性を確保すべく「関係会社管理規程」を定め、当社グループ全体として社会的責任を果たすべく体制を整備し、当社子会社への助言・指導を行うとともに、一定の経営上の重要事項について子会社の取締役並びに関係部署長より管理本部長に報告を行う。

- ロ. 管理本部長は内部監査室と連携し、当社グループのリスク情報の有無を監査し、当社グループ全体のリスク管理を行う。
  - ハ. 当社グループ各社に損失の危険が発生し、管理本部長がこれを把握した場合には、直ちに発見された損失の危険の内容、発生する損失の程度及び当社に対する影響等について、当社の取締役会に報告する。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- イ. 監査役は、この使用人に対して監査業務に必要な事項を直接命令することができる。
  - ロ. 監査役は、この使用人に対して監査業務に必要な事項を直接命令することができる。
  - ハ. 監査役は、この使用人に対して監査業務に必要な事項を直接命令することができる。
  - ニ. 監査役は、この使用人に対して監査業務に必要な事項を直接命令することができる。
- ⑦ 取締役及び使用人が監査役への報告をするための体制及び報告をしたことを理由として不利益な扱いを受けないことを確保するための体制
- イ. 当社グループの取締役及び使用人は、監査役会の定めるところに従い、各監査役に対し適時に必要な報告及び情報提供を行うこととする。
  - ロ. 監査役が出席する会議、閲覧する資料、前項の報告及び情報提供としての主なものは、次のとおりとする。
    - ・ 監査役が出席する会議
      - i. 取締役会
      - ii. 経営会議
      - iii. 役付役員情報交換会
      - iv. 経営方針説明会
    - ・ 監査役が閲覧する資料等
      - i. 代表取締役社長が決裁するもの
      - ii. 事故・不正・苦情・トラブルに関するもの
    - ・ 監査役に定例的に報告すべき事項
      - i. 経営状況
      - ii. 財務状況
      - iii. 内部監査報告書
      - iv. コンプライアンス推進委員会会議録
    - ・ 監査役に臨時的に報告すべき事項
      - i. 当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実
      - ii. 取締役の職務遂行に関する不正行為、法令・定款に違反する重大な事実
      - iii. 内部通報制度に基づき通報された事実
      - iv. 重要開示書類の内容



- ハ. 当社は、当社グループの監査役へ報告及び情報提供を行った当社グループの役員及び使用人に対し、当該報告・情報提供を理由として不利益な処遇を行うことを禁止し、その旨を当社グループの役員及び使用人に周知する。

**⑧ その他の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制及び監査役の職務の執行について生ずる費用等の処理に関する体制**

- イ. 当社は、監査役の監査職務遂行を補助する体制として会計監査人及び内部監査室との緊密な連携を図っていく。
- ロ. 監査役がその職務の執行について当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払または償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でない認められた場合を除き、所定の手続に従い、その費用または債務を処理する。

**⑨ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方とその整備状況**

当社グループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは断固として反対する。

当社グループは、上記基本的な考え方を「平安グループ企業行動憲章」に定め、当社グループ役職員全員に周知徹底するとともに、平素から総務部を主管部門として、弁護士や警察及び「神奈川県企業防衛対策協議会」等の外部専門機関とも連携し、毅然とした姿勢で組織的に対応する体制を構築する。

**(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況**

**① 当社及び当社子会社（以下、「当社グループ」という）の取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制**

- イ. 「平安グループ企業行動憲章」及び「コンプライアンスに関する基本方針」を制定し、それにより取締役及び使用人が法令及び定款を遵守しております。
- ロ. 全従業員を対象として、内部通報先を記したヘルプラインのポスターを各施設に掲示しており、セクハラやパワハラを含めてコンプライアンスに関連する事態が発生した場合には、コンプライアンス推進委員会にてトップマネジメント、取締役会、監査役に報告される体制となっております。
- ハ. 当社グループの取締役の職務執行については、毎月開催される当社の取締役会において報告され、各取締役に相互牽制が働く体制をとっており、また、監査役においても「監査役監査基準」に基づき当社グループの取締役及び使用人の職務執行に関する監査を実施しております。

**② 当社グループの取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制**

取締役会、経営会議、並びに取締役が主催または出席する各種会議体の議事録は、事務局部署が作成し保管・管理しております。取締役が決裁者となる社内稟議は、「文書取扱規程」その他の社内規程に基づき、社内保管管理データベースを活用して保管・管理しております。

**③ 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制**

- イ. 代表取締役社長直属の内部監査室がその事務を管掌しており、定期的に当社グループの業務監査を実施し、重大なリスクが想定される場合にはコンプライアンス推進委員会及び担当部署に通報する体制となっております。
- ロ. コンプライアンス推進委員会は、リスク管理に関する規程の整備、運用状況の確認を行うとともに全使用人に対する研修等を企画実行しております。

**④ 当社グループの取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制**

- イ. 経営方針を機軸に中期経営計画及び年度予算を策定し、各部門ではその目標達成に向けてのアクションプランを実行し、当社グループ各社の経営目標が当初の予定通りに進捗しているか業績報告を通じ、四半期ごとにレビューを行っております。
- ロ. 定例の取締役会を年14回開催し、重要事項の決定並びにその付議基準に該当するすべての事項を付議しており、また、経営会議を年24回開催し、当社グループ各社の経営に関する重要事項の調査、検討及び実施結果の把握を行っております。

**⑤ 当社子会社の取締役の職務の遂行に係る当社への報告に関する体制及び当社グループにおける業務の適正を確保するための体制**

- イ. 報告体制については、「関係会社管理規程」に定めており、当社子会社への助言・指導を行うとともに、一定の経営上の重要事項について子会社の取締役並びに関係部署長より管理本部長に報告を行う体制をとっております。
- ロ. 管理本部長は内部監査室と連携し、当社グループ全体のリスク管理を行うとともに、当社グループ各社に損失の危険が発生し、これを把握した場合には、直ちにその内容、程度及び当社に対する影響等について、当社の取締役会に報告する体制をとっております。

⑥ **監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**

監査役の職務を補助すべく内部監査室所属員を兼務で配置しており、監査役は、この使用人に対して監査業務に必要な事項を直接命令しております。

尚、監査役の職務を補助すべき使用人の任命・異動については、監査役会の同意を得て行っております。

⑦ **取締役及び使用人が監査役への報告をするための体制及び報告をしたことを理由として不利益な扱いを受けないことを確保するための体制**

当社グループの取締役及び使用人は、監査役会の定めるところに従い、各監査役に対し適時に必要な報告及び情報提供を行っており、また、当該通報者が不利益を被らないよう徹底しております。

⑧ **その他の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制及び監査役の職務の執行について生ずる費用等の処理に関する体制**

イ. 監査役の監査職務遂行を補助する体制として会計監査人及び内部監査室との緊密な連携を図っております。

ロ. 監査役会は、「監査役会規則」に従い、監査の実効性を確保するため、監査役の職務執行上必要と見込まれる費用について予算を計上しております。

**(3) 株式会社の支配に関する基本方針**

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については特に定めておりません。

---

(注) 本事業報告に記載の金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 連結貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>資 産 の 部</b>		<b>負 債 の 部</b>	
<b>流 動 資 産</b>	<b>9,894,875</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>1,227,204</b>
現金及び預金	9,297,438	買掛金	148,336
売掛金	212,037	未払法人税等	291,292
有価証券	30,015	未払消費税等	32,216
商品及び製品	44,324	掛金解約手数料戻し損失引当金	2,890
原材料及び貯蔵品	94,396	その他	752,468
その他	220,100	<b>固 定 負 債</b>	<b>12,879,040</b>
貸倒引当金	△3,436	繰延税金負債	5,125
		役員退職慰労引当金	83,912
<b>固 定 資 産</b>	<b>23,284,422</b>	退職給付に係る負債	164,300
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>14,524,961</b>	資産除去債務	138,842
建物及び構築物	5,029,121	前払式特定取引前受金	12,449,473
機械装置及び運搬具	111,460	その他	37,387
器具及び備品	151,325	<b>負 債 合 計</b>	<b>14,106,245</b>
土地	9,063,879	<b>純 資 産 の 部</b>	
建設仮勘定	169,173	<b>株 主 資 本</b>	<b>19,072,485</b>
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>44,525</b>	資本金	785,518
<b>投 資 そ の 他 の 資 産</b>	<b>8,714,936</b>	資本剰余金	2,838,393
投資有価証券	115,579	利益剰余金	16,832,123
長期貸付金	10,000	自己株式	△1,383,549
繰延税金資産	401,496	<b>そ の 他 の 包 括 利 益 累 計</b>	<b>567</b>
供託金	6,326,000	その他有価証券	567
敷金保証金	1,590,688	評価差額金	
その他	271,171	<b>純 資 産 合 計</b>	<b>19,073,052</b>
<b>資 産 合 計</b>	<b>33,179,298</b>	<b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b>	<b>33,179,298</b>

# 連 結 損 益 計 算 書

(2020年4月1日から  
2021年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		8,344,151
売 上 原 価		6,108,056
売 上 総 利 益		2,236,095
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,315,958
営 業 利 益		920,136
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	4,568	
掛 金 解 約 手 数 料	65,459	
受 取 家 賃	39,033	
そ の 他	73,326	182,386
営 業 外 費 用		
供 託 委 託 手 数 料	300	
掛 金 解 約 手 数 料 戻 し 額	1,730	
損 失 引 当 金 繰 入 額		
保 険 解 約 損	507	
減 価 償 却 費	6,625	
そ の 他	608	9,773
経 常 利 益		1,092,750
特 別 利 益		
合 併 に 伴 う 利 益	57,519	57,519
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		1,150,269
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	399,633	
法 人 税 等 調 整 額	45,081	444,714
当 期 純 利 益		705,554
非 支 配 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 利 益		—
親 会 社 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 利 益		705,554

## 連結株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から  
2021年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
2020年4月1日残高	785,518	2,838,393	16,481,186	△670,502	19,434,595
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△354,617		△354,617
親会社株主に帰属する 当期純利益			705,554		705,554
自己株式の取得				△713,046	△713,046
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	-	-	350,937	△713,046	△362,109
2021年3月31日残高	785,518	2,838,393	16,832,123	△1,383,549	19,072,485

(単位：千円)

	その他の包括利益累計額		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	その他の包括 利益累計額合計	
2020年4月1日残高	△2,049	△2,049	19,432,545
連結会計年度中の変動額			
剰余金の配当			△354,617
親会社株主に帰属する 当期純利益			705,554
自己株式の取得			△713,046
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)	2,616	2,616	2,616
連結会計年度中の変動額合計	2,616	2,616	△359,492
2021年3月31日残高	567	567	19,073,052

# 連 結 注 記 表

## 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

### (1) 連結の範囲に関する事項

- ① 連結子会社の数…………… 3 社  
連結子会社の名称……………株式会社へいあん  
山大大商事株式会社  
さがみライフサービス株式会社
- ② 非連結子会社の名称……………株式会社はないちりん  
なお、前連結会計年度において非連結子会社であった株式会社シンエイ・クリエート・サービスは、2021年3月31日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、株式会社シンエイ・クリエート・サービスを吸収合併消滅会社とする吸収合併を行った結果、消滅しました。
- ③ 非連結子会社について連結の範囲から除いた理由  
非連結子会社は、小規模会社であり、総資産、売上高、当期純利益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

### (2) 持分法の適用に関する事項

- ① 持分法を適用しない非連結子会社  
非連結子会社の名称……………株式会社はないちりん  
なお、前連結会計年度において持分法を適用しない非連結子会社であった株式会社シンエイ・クリエート・サービスは、2021年3月31日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、株式会社シンエイ・クリエート・サービスを吸収合併消滅会社とする吸収合併を行った結果、消滅しました。
- ② 持分法を適用しない理由  
持分法を適用しない非連結子会社（株式会社はないちりん）は当期純利益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体として重要性がないため、持分法の適用から除外しております。

## 2. 会計方針に関する事項

### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

- ① 有価証券の評価基準及び評価方法  
子会社株式……………移動平均法による原価法  
その他有価証券  
時価のあるもの……………決算期末の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）  
時価のないもの……………移動平均法による原価法

### ② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- 商品のうち、仏壇・仏像……………個別法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法）  
その他の商品、食材を除く材料…移動平均法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法）  
材料のうち食材、貯蔵品……………最終仕入原価法

### (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産……………当社及び連結子会社は、定率法（ただし1998年4月1日以降取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）によっております。  
なお、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、3年間均等償却によっております。

(主な耐用年数)	
建物及び構築物	3～50年
機械装置及び運搬具	2～10年
器具及び備品	2～20年

- ② 無形固定資産……………当社及び連結子会社は定額法によっております。  
(リース資産を除く)  
なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。  
また、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、3年間均等償却によっております。
- ③ リース資産……………所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
当社及び連結子会社はリース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。  
なお、リース取引会計基準の改正適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
- ④ 長期前払費用…………… 当社及び連結子会社は定額法によっております。
- (3) 重要な引当金の計上基準
- ① 貸倒引当金……………当社及び連結子会社は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 掛金解約手数料戻し損失引当金……………連結子会社である株式会社へいあんは、収益計上済の施行前受金の復活による損失の発生に備えるため、当連結会計年度末における今後の債務復活見込額を計上しております。
- ③ 役員退職慰労引当金……………当社は、役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。  
なお、当社は、2005年10月28日開催の臨時取締役会の決議に基づき2006年3月31日をもって役員退職慰労金制度の廃止を決定し、退任時に支給することといたしました。  
つきましては、2006年4月1日以降の期間に対する役員退職慰労引当金の繰入はしていません。
- (4) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項
- ① 退職給付に係る会計処理の方法  
当社及び連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。
- ② 消費税及び地方消費税の会計処理  
税抜方式によっております。  
なお、資産に係る控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等は繰延消費税額に計上のうえ、5年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては発生連結会計年度に費用処理しております。

### 3. 表示方法の変更に関する注記

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当連結会計年度の年度末に係る連結計算書類から適用し、連結計算書類に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。



#### 4. 重要な会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りは、連結計算書類作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出しております。当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を及ぼすリスクがある項目は以下のとおりです。

##### (1) 減損損失の認識判定

###### ① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

土地・建物の収益性低下等により減損の兆候があると判断し、減損損失の認識の要否について検討を行った資産グループは冠婚事業2拠点（帳簿価額69,555千円）及び介護事業（帳簿価額528,435千円）ですが、それぞれ事業計画に基づく割引前将来キャッシュ・フローの総額が資産グループの固定資産の帳簿価額を超えると判断したため、減損損失は計上しておりません。

###### ② 会計上の見積りの内容について連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

当社グループは、原則としてプロフィットセンター（事業別、地域別区分を基礎とした収支集計単位）等を基準として資産のグルーピングを行っております。

土地・建物等の時価下落や収益性低下等により減損の兆候があると認められる場合には、資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の要否を判定します。判定の結果、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回り減損損失の認識が必要とされた場合、帳簿価額を回収可能価額（正味売却価額又は使用価値のいずれか高い金額）まで減額し、当該帳簿価額の減少額は減損損失として認識します。

当該資産グループから得られる将来キャッシュ・フローの見積りは、過去の実績を基礎とし、安定した営業収益の計上を主要な仮定としており、今後の経過によっては将来キャッシュ・フローの見積りに重要な影響を及ぼす可能性があります。

#### 5. 連結貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 12,872,837千円

2. 担保に供している資産及び担保付債務

##### (1) 金融機関に対する資産及び債務

土地	1,403,993千円
建物及び構築物	301,739千円
計	<u>1,705,733千円</u>

上記資産については、根抵当権（極度額750,000千円）を設定し、担保に供しておりますが、当連結会計年度末現在対応する債務はありません。

##### (2) 前払式特定取引に対する資産及び債務

供託金	6,325,900千円
敷金保証金	1,016,515千円
土地	525,058千円
建物及び構築物	159,224千円
計	<u>8,026,698千円</u>

上記資産については、割賦販売法第18条の3に基づき、前払式特定取引前受金12,449,473千円に対する保全措置として供託等の方法により担保に供しております。

##### 3. 圧縮記帳額

国庫補助金等により有形固定資産の取得価額から控除した圧縮記帳額は、建物61,856千円であります。

## 6. 連結損益計算書に関する注記

### (1) 合併に伴う利益の内容

抱合せ株式消滅差益	175,416千円
債権放棄損	△117,896千円
計	57,519千円

## 7. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数 普通株式 14,667,000株

### (2) 配当に関する事項

#### ① 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年6月29日 定時株主総会	普通 株式	183,875	14	2020年3月31日	2020年6月30日
2020年11月6日 取締役会	普通 株式	170,741	13	2020年9月30日	2020年12月4日

#### ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

2021年6月25日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

配当金の総額	172,295千円
1株当たり配当額	14円
基準日	2021年3月31日
効力発生日	2021年6月28日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

## 8. リースにより使用する固定資産に関する注記

(1) リース取引に関する会計基準適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引

### ① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

	建物	合計
取得価額相当額	643,693千円	643,693千円
減価償却累計額相当額	492,602千円	492,602千円
期末残高相当額	151,091千円	151,091千円

### ② 未経過リース料期末残高相当額

1年内	50,771千円
1年超	222,138千円
合計	272,910千円

### ③ 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

支払リース料	76,248千円
減価償却費相当額	32,184千円
支払利息相当額	30,321千円

### ④ 減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法

#### 減価償却費相当額の算定方法

・リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

#### 利息相当額の算定方法

・リース料総額とリース物件の取得価額相当額の差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

(2) オペレーティング・リース取引	
オペレーティング・リース取引のうち、解約不能のものに係る未経過リース料	
1年内	28,320千円
1年超	73,820千円
合計	102,140千円

## 9. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、主に冠婚葬祭事業の施行を行うための設備投資計画に照らして、必要な資金は、自己資金によっております。一時的な余資は安全性の高い金融商品で運用し、投機的な取引は行わない方針であります。

#### ② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、有価証券及び投資有価証券は、主に国債を中心としたその他の有価証券及び取引先企業との業務に関連する株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、1年以内支払期日であります。

#### ③ 金融商品に係るリスク管理体制

##### (イ)信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は営業債権について、債権管理規程に従い、各事業部における管理部門が顧客ごとの期日及び残高の管理を行っております。

その他有価証券は、資金運用管理規程及び資金運用マニュアルに従い、格付の高い債券のみを対象としているため、信用リスクは僅少であります。

当連結会計年度の連結決算日現在における最大の信用リスク額は、信用リスクに晒される金融資産の連結貸借対照表価額により表されております。

##### (ロ)市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

有価証券及び投資有価証券については、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、また、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

##### (ハ)資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社は、毎月財務部が資金繰計画表を作成・更新するとともに、一定の流動性を維持することにより、流動性リスクを管理しております。

#### ④ 金融商品の時価等に関する補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

#### ⑤ 信用リスクの集中

当連結会計年度の連結決算日現在における営業債権は、ほとんど一般顧客に対するものであります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2021年3月31日における連結貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表に含めておりません。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	9,297,438	9,297,438	-
(2) 売掛金	212,037	212,037	-
(3) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	77,789	77,789	-
(4) 長期貸付金	10,000	10,000	-
(5) 敷金保証金	1,590,688	1,582,767	△7,920
資産計	11,187,953	11,180,033	△7,920
(1) 買掛金	148,336	148,336	-
(2) 未払法人税等	291,292	291,292	-
(3) 未払消費税等	32,216	32,216	-
負債計	471,845	471,845	-

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

(1) 現金及び預金並びに (2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

有価証券及び投資有価証券の時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

(4) 長期貸付金

長期貸付金は、将来キャッシュ・フローを、基準割引率及び基準貸付利率の変動に連動した金利で割り引いた現在価値により算定しているため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) 敷金保証金

敷金保証金の時価については、差入先ごとに信用リスクを考慮した上で、将来キャッシュ・フローを、無リスクの利子率で割り引いた現在価値により算定しております。

負債

(1) 買掛金、(2) 未払法人税等、並びに (3) 未払消費税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 非上場株式(連結貸借対照表価額67,804千円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

また、供託金については、前払式特定取引前受金の保全措置等として、法務局への供託をしているものであり、将来キャッシュ・フローを合理的に見積もることができません。したがって、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、金融商品の時価等に関する事項の本表には含めておりません。

10. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	1,549円80銭
(2) 1株当たり当期純利益	54円43銭

## 1 1. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

## 1 2. その他の注記事項

企業結合等に関する注記

子会社の吸収合併

当社は、2021年3月31日付で、当社100%出資の子会社である株式会社シンエイ・クリエート・サービスを吸収合併いたしました。

### 1. 合併の目的

業務運営の効率化と経営資源の有効活用を図ることを目的として、株式会社シンエイ・クリエート・サービスを吸収合併いたしました。

### 2. 合併の要旨

#### (1) 合併の日程

合併決議取締役会 2021年2月8日

合併契約締結日 2021年2月8日

合併効力発生日 2021年3月31日

(注) 本合併は、当社においては会社法第796条第2項に定める簡易合併であり、株式会社シンエイ・クリエート・サービスにおいては、同法第784条第1項に定める略式合併であるため、それぞれ株主総会の承認を得ずに合併いたしました。

#### (2) 合併方式

当社を存続会社とする吸収合併で、株式会社シンエイ・クリエート・サービスは消滅いたしました。なお、株式会社シンエイ・クリエート・サービスは所有不動産の含み損により実質債務超過でありましたが、本合併に先立ち、当社の同社に対して有する債権の全部を放棄し、実質債務超過状態を解消した後に本合併を行いました。

当社が放棄する債権の種類 貸付金

当社が放棄する債権の金額 224,598千円

債権放棄実施日 2021年3月30日

#### (3) 合併に係る割当ての内容

株式会社シンエイ・クリエート・サービスは当社の100%子会社であるため、本合併による新株式の発行、資本金の増加及び合併交付金の支払いはありません。

#### (4) 消滅会社の新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

該当事項はありません。

### 3. 合併後の状況

本合併による当社の名称、所在地、代表者の役職・氏名、事業内容、資本金及び決算期に変更はありません。

### 4. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成25年9月13日）に基づき、共通支配下の取引として処理いたしました。

# 貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>資 産 の 部</b>		<b>負 債 の 部</b>	
<b>流 動 資 産</b>	<b>7,893,778</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>1,042,669</b>
現金及び預金	7,304,684	買掛金	162,439
売掛金	84,424	未払金	448,240
商品及び製品	32,639	未払法人税等	247,392
材料及び貯蔵品	73,997	未払消費税等	32,216
前払費用	63,136	未払費用	110,188
未収入金	96,090	前受金	39,849
1年内回収予定の関係会社長期貸付金	11,086	預り金	69
関係会社短期貸付金	196,000	その他の	2,273
その他	34,409		
貸倒引当金	△2,690		
<b>固 定 資 産</b>	<b>16,554,264</b>	<b>固 定 負 債</b>	<b>5,356,778</b>
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>13,004,826</b>	関係会社長期借入金	5,000,000
建物	4,389,112	退職給付引当金	127,472
構築物	139,363	役員退職慰労引当金	83,912
機械及び装置	4,987	資産除去債務	135,972
車両運搬具	75,150	その他の	9,421
器具備品	111,445		
土地	8,126,683	<b>負 債 合 計</b>	<b>6,399,447</b>
建設仮勘定	158,083	<b>純 資 産 の 部</b>	
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>37,299</b>	<b>株 主 資 本</b>	<b>18,048,036</b>
ソフトウェア	26,222	資本金	785,518
その他	11,076	資本剰余金	2,838,393
<b>投 資 そ の 他 の 資 産</b>	<b>3,512,138</b>	資本準備金	2,838,393
投資有価証券	49,274	利益剰余金	15,807,674
関係会社株式	2,362,868	利益準備金	27,619
出資金	300	その他利益剰余金	15,780,054
関係会社長期貸付金	31,413	別途積立金	14,775,000
長期前払費用	4,960	繰越利益剰余金	1,005,054
繰延税金資産	393,140	<b>自 己 株 式</b>	<b>△1,383,549</b>
敷金保証金	469,666	評価・換算差額等	558
保険積立金	197,532	その他有価証券評価差額金	558
その他	2,982		
<b>資 産 合 計</b>	<b>24,448,042</b>	<b>純 資 産 合 計</b>	<b>18,048,595</b>
		<b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b>	<b>24,448,042</b>

# 損 益 計 算 書

(2020年4月1日から  
2021年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		7,011,788
売 上 原 価		5,077,850
売 上 総 利 益		1,933,938
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,130,314
営 業 利 益		803,623
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	114,443	
賃 貸 料 収 入	43,700	
業 務 受 託 収 入	58,526	
そ の 他	70,487	287,157
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	50,006	
減 価 償 却 費	11,725	
そ の 他	266	61,998
経 常 利 益		1,028,781
特 別 利 益		
合 併 に 伴 う 利 益	57,519	57,519
税 引 前 当 期 純 利 益		1,086,301
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	299,220	
法 人 税 等 調 整 額	32,021	331,241
当 期 純 利 益		755,059

## 株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から  
2021年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本		
	資 本 金	資 本 剰 余 金	
		資 本 準 備 金	資 本 剰 余 金 合 計
2020年4月1日残高	785,518	2,838,393	2,838,393
事業年度中の変動額			
剰余金の配当			
当期純利益			
別途積立金の積立			
自己株式の取得			
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)			
事業年度中の変動額合計	-	-	-
2021年3月31日残高	785,518	2,838,393	2,838,393

(単位：千円)

	株 主 資 本					自己株式	株主資本 合 計
	利 益 剰 余 金				利 益 剰 余 金 合 計		
	利 益 準 備 金	その他利益剰余金		利 益 剰 余 金 合 計			
		別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金				
2020年4月1日残高	27,619	14,375,000	1,004,612	15,407,232	△670,502	18,360,640	
事業年度中の変動額							
剰余金の配当			△354,617	△354,617		△354,617	
当期純利益			755,059	755,059		755,059	
別途積立金の積立		400,000	△400,000	-		-	
自己株式の取得				-	△713,046	△713,046	
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)				-		-	
事業年度中の変動額合計	-	400,000	441	400,441	△713,046	△312,604	
2021年3月31日残高	27,619	14,775,000	1,005,054	15,807,674	△1,383,549	18,048,036	



(単位：千円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
2020年4月1日残高	△2,014	△2,014	18,358,626
事業年度中の変動額			
剰余金の配当			△354,617
当期純利益			755,059
別途積立金の積立			-
自己株式の取得			△713,046
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	2,572	2,572	2,572
事業年度中の変動額合計	2,572	2,572	△310,031
2021年3月31日残高	558	558	18,048,595

# 個別注記表

## 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

### (1) 資産の評価基準及び評価方法

#### ① 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式……………移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの……………決算期末の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

時価のないもの……………移動平均法による原価法

#### ② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品のうち、仏壇・仏像……………個別法による原価法(収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法)

その他の商品、材料……………移動平均法による原価法(収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法)

貯蔵品……………最終仕入原価法

### (2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産……………定率法(ただし1998年4月1日以降取得した建物(建物附属設備は除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)によっております。

なお、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、3年間均等償却によっております。

(主な耐用年数)

建物 3～50年

構築物 10～45年

機械装置 8～10年

車両運搬具 2～6年

器具備品 2～20年

② 無形固定資産……………定額法によっております。

(リース資産を除く) (主な耐用年数)

自社利用のソフトウェア 5年

なお、自社利用のソフトウェアの耐用年数は、社内における利用可能期間に基づくものであります。

また、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、3年間均等償却によっております。

③ リース資産……………所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

なお、リース取引会計基準の改正適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

④ 長期前払費用……………定額法によっております。

### (3) 引当金の計上基準

- ①貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ②退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。  
退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。
- ③役員退職慰労引当金……………役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。  
なお、2005年10月28日開催の臨時取締役会の決議に基づき2006年3月31日をもって役員退職慰労金制度の廃止を決定し、退任時に支給することといたしました。つきましては、2006年4月1日以降の期間に対する役員退職慰労引当金の繰入はしていません。

### (4) 消費税及び地方消費税の会計処理 税抜方式によっております。

## 2. 表示方法の変更に関する注記

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当事業年度の年度末に係る計算書類から適用し、計算書類に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

## 3. 重要な会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りは、計算書類作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出しております。当事業年度の計算書類に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌事業年度の計算書類に重要な影響を及ぼすリスクがある項目は以下のとおりです。

### (1) 減損損失の認識判定

#### ① 当事業年度の計算書類に計上した金額

土地・建物の収益性低下により減損の兆候があると判断し、減損損失の認識の要否について検討を行った資産グループは2拠点(帳簿価額69,555千円)ですが、それぞれ事業計画に基づく割引前将来キャッシュ・フローの総額が資産グループの固定資産の帳簿価額を超えると判断したため、減損損失は計上していません。

#### ② 会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

当社グループは、原則としてプロフィットセンター(事業別、地域別区分を基礎とした収支集計単位)等を基準として資産のグルーピングを行っております。

土地・建物等の時価下落や収益性低下等により減損の兆候があると認められる場合には、資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の要否を判定します。判定の結果、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回り減損損失の認識が必要とされた場合、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該帳簿価額の減少額は減損損失として認識します。

当該資産グループから得られる将来キャッシュ・フローの見積りは、過去の実績を基礎とし、安定した営業収益の計上を主要な仮定としており、今後の経過によっては将来キャッシュ・フローの見積りに重要な影響を及ぼす可能性があります。

#### 4. 貸借対照表に関する注記

(1) 関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権	291,300千円
長期金銭債権	46,413千円
短期金銭債務	100,777千円
長期金銭債務	5,000,000千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 10,414,788千円

(3) 担保に供している資産及び担保に係る債務

土地	5,481,841千円
建物	2,009,519千円
計	<u>7,491,360千円</u>

上記資産に対して根抵当権（極度額625,000千円）を設定し、関係会社長期借入金5,000,000千円の担保に供しております。

また、上記資産のうち、土地1,403,993千円、建物301,739千円について、根抵当権（極度額750,000千円）を設定し、担保に供しておりますが、当事業年度末現在対応する債務はありません。

(4) 保証債務（保証先：関係会社）

株式会社へいあん 500,000千円

(5) 関係会社長期借入金5,000,000千円は、子会社株式会社へいあんの互助会員の冠婚葬祭の施行を保証し、施行に際し当社所有の施設を使用する契約（施行保証及び施設利用契約）に基づき、同社より受け入れた預り保証金であり、金融商品に係る会計基準に基づき処理しております。

#### 5. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

売上高	422,360千円
仕入高	833,756千円
その他の営業取引高	277,849千円
営業取引以外の取引による取引高	273,226千円

(2) 合併に伴う利益の内容

抱合せ株式消滅差益	175,416千円
債権放棄損	<u>△117,896千円</u>
計	57,519千円

#### 6. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数  
普通株式

2,360,205株

## 7. 税効果会計に関する注記

### (1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

繰延税金資産	
未払賞与否認額	19,377千円
未払事業税否認額	13,772千円
役員退職慰労引当金繰入限度超過額	25,660千円
減価償却費償却限度超過額	132,739千円
減損損失損金不算入額	80,200千円
資産除去債務	41,549千円
合併受入固定資産評価差損	50,138千円
その他	70,655千円
繰延税金資産合計	<u>434,093千円</u>
繰延税金負債との相殺	<u>△40,953千円</u>
繰延税金資産の純額	<u>398,140千円</u>
繰延税金負債	
建設協力金利息	9,057千円
従業員保険積立金	20,789千円
資産除去債務に対応する除去費用	10,859千円
その他有価証券評価差額金	246千円
繰延税金負債合計	<u>40,953千円</u>
繰延税金資産との相殺	<u>△40,953千円</u>
繰延税金負債の純額	<u>－千円</u>

- (2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳  
法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

## 8. リースにより使用する固定資産に関する注記

(1) リース取引に関する会計基準適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額		
	建物	合計
取得価額相当額	245,269千円	245,269千円
減価償却累計額相当額	202,498千円	202,498千円
期末残高相当額	42,771千円	42,771千円

② 未経過リース料期末残高相当額	
1年内	25,153千円
1年超	83,115千円
合計	108,269千円

③ 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額	
支払リース料	40,676千円
減価償却費相当額	12,263千円
支払利息相当額	18,895千円

- ④ 減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法
- 減価償却費相当額の算定方法
- ・リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。
- 利息相当額の算定方法
- ・リース料総額とリース物件の取得価額相当額の差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

(2) オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち、解約不能のものに係る未経過リース料	
1年内	28,320千円
1年超	73,820千円
合計	102,140千円

## 9. 関連当事者との取引に関する注記

- (1) 親会社及び法人主要株主等  
該当事項はありません。
- (2) 役員及び個人主要株主等  
該当事項はありません。
- (3) 子会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金(千円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	株式会社へいあん	神奈川県平塚市	80,000	互助会の運営介護事業	所有直接100%	資金の援助役員の兼務	借入の返済	—	関係会社長期貸付金(注1)	5,000,000
							利息の支払(注1)	50,006	—	—
							債務保証(注2)	500,000	—	—
子会社	山大商事株式会社	神奈川県平塚市	100,000	仕出し料理製 造葬祭用 返礼品販売	所有直接60% 間接40%	材料の仕入役員の兼務	資金の貸付(注4)	196,000	関係会社短期貸付金(注4)	196,000
							原材料の購入(注3)	833,732	買掛金	74,062
							利息の受取(注4)	1,322	—	—
子会社	さがみライフサービス株式会社	神奈川県小田原市	30,000	葬祭事業	所有直接100%	資金の援助役員の兼務	資金の貸付(注4)	5,833	1年内回収予定の関係会社長期貸付金(注4)	11,086
							利息の受取(注4)	432	—	—
							家賃の受取	26,710	—	—
							—	—	関係会社長期貸付金(注4)	31,413
子会社	株式会社シンエイ・クリエート・サービス(注6)	神奈川県平塚市	30,000	不動産賃貸業	所有直接100%	資金の援助役員の兼務	貸付金の返済(注4)	7,756	—	—
							債権の放棄(注5)	224,598	—	—
							利息の受取(注4)	2,221	—	—

### 取引条件及び取引条件の方針

上記取引金額には消費税は含まれておりません。

- (注1) 資金の借入については、市場金利を勘案して借入利率を合理的に決定しており、契約に基づく返済をしております。なお、土地5,481,841千円、建物2,009,519千円を担保に提供しております。
- (注2) 子会社株式会社へいあんが割賦販売法第18条の3に基づき前受金保全措置として講じている互助会保証株式会社との契約(前受業務保証金供託委託基本契約)において上記金額を限度として連帯保証を行っております。
- (注3) 市場価格を勘案して一般的取引条件と同様に決定しております。
- (注4) 資金の貸付については、市場金利を勘案して貸付利率を合理的に決定しており、契約に基づく回収をしております。
- (注5) 株式会社シンエイ・クリエート・サービスに対する関係会社長期貸付金の前期末残高に対し計上していた貸倒引当金106,701千円を充当しております。
- (注6) 株式会社シンエイ・クリエート・サービスは、2021年3月31日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、株式会社シンエイ・クリエート・サービスを吸収合併消滅会社とする吸収合併を行った結果、消滅しました。

- (4) 兄弟会社等  
該当事項はありません。

#### 10. 1株当たり情報に関する注記

- |                |           |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 1,466円56銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 58円25銭    |

#### 11. 重要な後発事象に関する注記

- (1) 子会社への資金貸付  
当社は、2021年5月7日開催の取締役会において、連結子会社である山大商事株式会社に対して貸付を行うことを決議いたしました。

- ① 資金貸付の目的  
設備投資資金

- ② 資金貸付内容
- |         |             |
|---------|-------------|
| 貸付額     | 1,190,000千円 |
| 実行（予定）日 | 2021年7月     |
| 利率      | 年1.0%       |
| 返済期間    | 10年間        |

#### 12. その他の注記事項

企業結合等に関する注記

- (1) 子会社の吸収合併  
当社は、2021年3月31日付で、当社100%出資の子会社である株式会社シンエイ・クリエート・サービスを吸収合併いたしました。  
詳細につきましては、「連結計算書類 12. その他の注記事項」に記載のとおりであります。



# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2021年5月19日

平安レイサービスク株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

横浜事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	佐野 明宏	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山崎 光隆	Ⓔ

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、平安レイサービスク株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、平安レイサービスク株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2021年5月19日

平安レイサービス株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

横浜事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	佐野 明宏	Ⓢ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山崎 光隆	Ⓢ

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、平安レイサービス株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第52期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 監査役会の監査報告書 謄本

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第52期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査役監査計画を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社からの事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

#### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月24日

平安レイサーサービス株式会社 監査役会  
常勤監査役 宮本卓久 ㊟  
社外監査役 金田一 喜代美 ㊟  
社外監査役 石井 正 ㊟

以 上

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 1. 期末配当に関する事項

第52期の期末配当につきましては、安定的な配当の継続と当期の業績等を勘案いたしまして以下のとおりといたしたいと存じます。

- (1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき金14円 総額172,295,130円

- (2) 剰余金の配当が効力を生じる日  
2021年6月28日

#### 2. 剰余金の処分に関する事項

第52期の剰余金の処分につきましては、経営の健全な発展を期し、今後の経営環境を勘案して財務体質の強化を図るため、以下のとおりといたしたいと存じます。

- (1) 増加する剰余金の項目及びその額  
別途積立金 600,000,000円

- (2) 減少する剰余金の項目及びその額  
繰越利益剰余金 600,000,000円

### 第2号議案 定款一部変更の件

以下のとおり、定款を一部変更いたしたく存じます。

#### 1. 変更の理由

宅地建物取引業を目的へ追加するため

#### 2. 内容の変更

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款		変更案	
第1章	総則	第1章	総則
(目的)		(目的)	
第2条	当会社は、次の事業を営むことを目的とする。	第2条	(現行どおり)
1.～27.	(条文省略)	1.～27.	(現行どおり)
	(新設)	<u>28.</u>	<u>宅地建物取引業</u>
<u>28.</u>	前各号に付帯する一切の業務	<u>29.</u>	前各号に付帯する一切の業務

### 第3号議案 取締役6名選任の件

取締役6名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
1	相馬 秀行 (そうま ひでゆき) (1958年6月20日生)	1983年11月 株式会社雅裳苑 (現 当社) 入社 1985年9月 株式会社湘和 (現 当社に吸収合併) 取締役 1985年9月 山大商事株式会社取締役 (現任) 1986年9月 株式会社雅裳苑 (現 当社) 常務取締役 1995年9月 株式会社へいあん取締役 1999年1月 株式会社雅裳苑 (現 当社) 専務取締役 2000年7月 当社専務取締役管理本部長 2007年4月 当社代表取締役専務取締役 2008年6月 当社代表取締役社長 (現任) 2011年6月 株式会社へいあん代表取締役社長 (現任)	株     2,663,412
2	山田 朗弘 (やまだ あきひろ) (1973年5月19日生)	1996年4月 株式会社ディスコ入社 1999年9月 株式会社へいあん入社 2004年4月 同社ヘルスケア事業部長 2006年4月 当社中央事業部長 2011年4月 当社事業本部長 2011年6月 当社取締役事業本部長 2012年6月 株式会社へいあん取締役 (現任) 2013年12月 当社取締役事業本部長兼県央事業部長 2015年6月 山大商事株式会社取締役 (現任) 2015年6月 当社専務取締役事業本部長兼県央事業部長 2018年4月 当社代表取締役専務取締役管理本部長 (現任)	355,881
3	土屋 浩彦 (つちや ひろひこ) (1961年2月12日生)	1989年1月 大崎会計事務所入社 2003年1月 株式会社へいあん入社 2006年4月 同社ヘルスケア事業部長 2007年6月 同社取締役 (現任) 2007年6月 当社取締役 2013年4月 当社取締役財務部長 (現任)	7,300

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
4	原田 教夫 (はらだ のりお) (1960年10月27日生)	1978年4月 自営業に従事 1985年6月 株式会社北典社入社 1993年1月 株式会社湘和(現 当社に吸収合併)入社 2011年4月 当社西事業部長 2018年4月 当社事業本部長兼県央事業部長(現任) 2019年6月 株式会社へいあん取締役(現任) 2019年6月 山大商事株式会社取締役(現任) 2020年1月 当社取締役(現任) さがみライフサービス株式会社 代表取締役(現任)	21,000
5	藤田 和重 (ふじた かずしげ) (1965年3月25日生)	1989年10月 青山監査法人入所 1993年8月 公認会計士登録 1996年4月 監査法人トーマツ(現 有限責任監査法人トーマツ)入所 2005年2月 藤田公認会計士事務所開設 2007年9月 監査法人シドー設立 同 代表社員(現任) 2015年6月 当社取締役(現任) 2020年6月 株式会社コペル監査役(現任)	—
6	芝田 弘美 (しばた ひろみ) (1969年5月31日生)	1992年4月 ミニストップ株式会社入社 1996年2月 グローバルコモンズ株式会社入社 2000年7月 有限会社大入ネット設立(現プリズムゲート株式会社) 同 代表取締役(現任) 2018年6月 当社取締役(現任)	—

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 藤田和重、芝田弘美の両氏は社外取締役候補者であります。なお、当社は藤田和重、芝田弘美の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 藤田和重氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって6年となり、芝田弘美氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって3年となります。
4. 藤田和重氏は、公認会計士の資格を有し、大手監査法人等の業務に携わったことにより、豊富な専門的見地からの知識と幅広い知見を有しており、その経験を当社の経営にいかしていただくため選任をお願いするものであります。
5. 芝田弘美氏は、長年にわたりプリズムゲート株式会社の代表取締役を務められており、経営者としての豊富な経験と幅広い見識をもとに、当社の経営を監督していただくとともに、当社の経営全般に助言を頂戴することによりコーポレート・ガバナンス強化に寄与していただくため、選任をお願いするものであります。
6. 社外取締役との責任限定契約について  
当社は、業務執行取締役を除く取締役及びすべての監査役と責任限定契約を締結できる旨を定款で定めており、藤田和重、芝田弘美の両氏が選任された際には、両氏との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を継続する予定であります。  
その契約内容の概要は次のとおりであります。
- ・社外取締役が任務を怠ったことよって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
  - ・上記の責任限定契約が認められるのは、社外取締役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。



#### 第4号議案 監査役1名選任の件

監査役石井正氏は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。  
つきましては、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。  
なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。  
監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式数
鳥山 秀弘 (とりやま ひでひろ) (1957年1月1日生)	1979年4月 株式会社エムアイエス入社 1980年2月 株式会社アイビーシステム入社 1995年10月 監査法人トーマツ(現 有限責任監査法人トーマツ)入所 2019年4月 株式会社クルーパーホールディングス監査役(現任)	株    —

- (注)
- 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
  - 鳥山秀弘氏は社外監査役候補者であります。
  - 鳥山秀弘氏を社外監査役候補者とした理由  
鳥山秀弘氏は、情報処理技術者としてシステムコンサルティング業務に長年携わっており、監査法人ならびに監査役の経験もあることから、社外監査役候補者とするものであります。
  - 社外監査役との責任限定契約について  
当社は、業務執行役員を除く取締役及びすべての監査役と責任限定契約を締結できる旨を定款で定めており、鳥山秀弘氏が選任された際には、同氏との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。  
その契約内容の概況は次のとおりであります。
    - ・監査役が任務を怠ったことにより当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
    - ・上記の責任限定契約が認められるのは、監査役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。
  - 役員等賠償責任保険契約について  
当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。鳥山秀弘氏が選任された際には、同氏を被保険者とする予定であります。
  - 独立役員について  
鳥山秀弘氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、社外監査役に就任した場合、独立役員として届出を行う予定であります。

## 第5号議案 補欠監査役1名選任の件

法令で定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項の規定に基づき、予め補欠監査役1名を選任するものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式数
中川 ゆき子 (なかがわ ゆきこ) (1969年2月16日生)	1994年10月 監査法人トーマツ(現 有限責任監査法人 トーマツ)入所	株
	2000年4月 中川公認会計士事務所開設 同所長(現 任)	—
	2004年4月 青山学院大学経済学部税理士特別講座担当 講師(現任)	
	2006年1月 株式会社ベクトル入社	

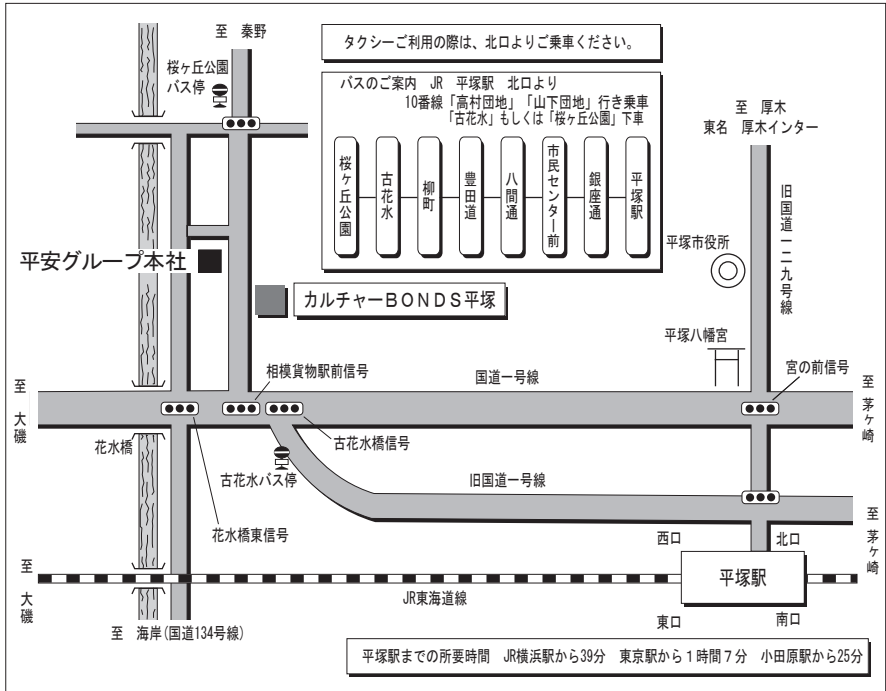
- (注)
1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
  2. 中川 ゆき子氏は社外監査役候補者であります。
  3. 中川 ゆき子氏を社外監査役候補者とした理由  
中川 ゆき子氏は、公認会計士の資格を有し、大手監査法人等の業務に携わったことにより、豊富な専門的見地からの知識と幅広い知見を有していることから、補欠監査役候補者とするものであります。
  4. 社外監査役との責任限定契約について  
当社は、業務執行役員を除く取締役及びすべての監査役と責任限定契約を締結できる旨を定款で定めており、中川ゆき子氏が選任された際には、同氏との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。

以上



# 株主総会会場ご案内図

会場：神奈川県平塚市平塚5丁目23番12号  
カルチャーBONDS平塚 4階 富士の間  
TEL：0463-34-9911



新型コロナウイルス感染拡大防止のため、郵送にて議決権をご行使いただき、当日のご来場を見合わせていただきますようお願いならびにご協力をお願い申し上げます。

## 【ご来場される株主様へ】

- ・株主総会終了後の株主懇談会は、中止とさせていただきます。
- ・会場内の展示、お土産等の配布も中止とさせていただきます。
- ・入口において検温等を行わせていただき、体調不良と認められる方はご入場をお断りする場合がございます。（議決権行使書をお預かりすることは可能です）
- ・マスクの着用・手指の消毒にご協力をお願い致します。
- ・株主総会の議事は、例年より時間を短縮する方法を検討しております。